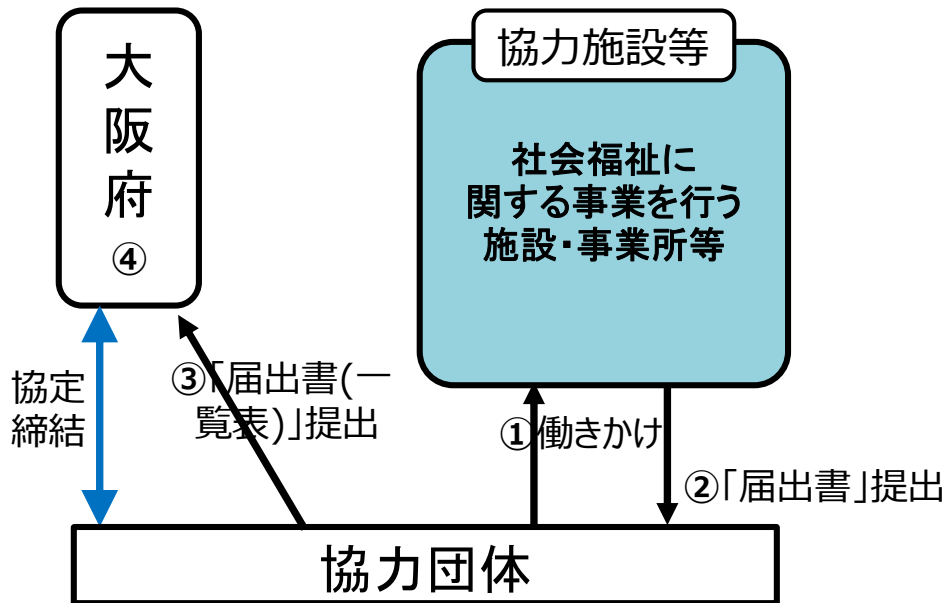


【別紙フロー-A】要領第2条(1)ア

■協力団体からの推薦による場合

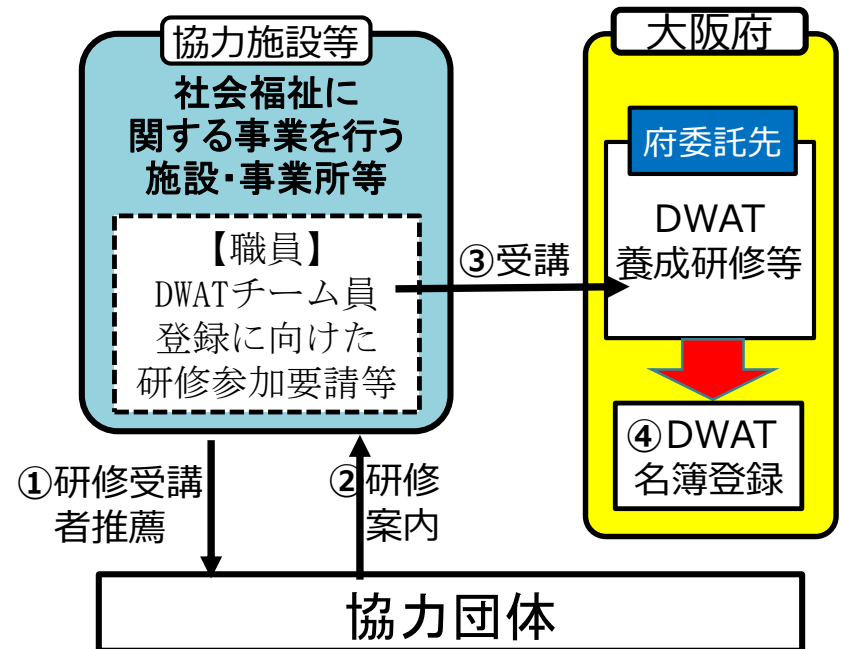
(1) 法人からの協力申出



<主な手続きの流れ>

- ① 協力団体から各法人へ働きかけ
- ② 法人から、知事あての「協力施設等届出書(様式2-1)」を協力団体に提出
- ③ 協力団体は「協力施設等届出書(様式2-2:一覧表)」を作成し、②の「届出書(様式2-1)」とともに府へ提出
- ④ 府は「大阪DWAT協力施設等一覧」作成・HPへ掲載

(2) 研修受講・DWAT名簿登録



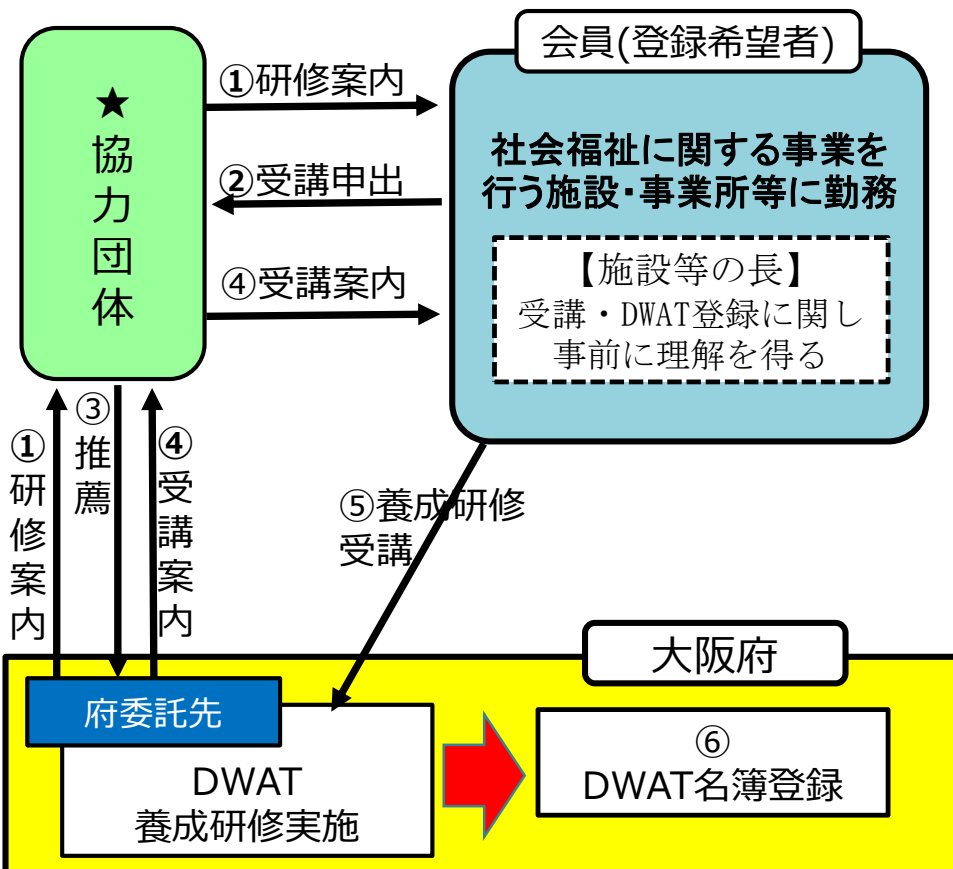
<主な手続きの流れ>

- ① 協力施設等の長は、DWAT養成研修等受講職員を推薦「研修受講の推薦者名簿(様式2-A)」を協力団体に提出
- ② 協力団体等から協力施設等へ研修の案内
- ③ 協力施設等の理解のもと、DWAT養成研修等を受講
- ④ 府は所定の研修修了者を「大阪DWAT名簿」に登録

【別紙フロー-B】要領第2条(1)イ

■ 協力団体（職能団体に限る）からの推薦による場合

○ 研修受講時には、施設・事業所等から「協力届出」の提出が困難なケース



<主な手続きの流れ>

- ① 研修の案内（府委託先 ⇒ 協力団体経由）
- ② 登録希望者は受講希望申出
- ③ 協力団体は、DWAT養成研修等受講職員を推薦「研修受講の推薦者名簿(様式2-A)」
- ④ 研修受講案内（府委託先 ⇒ 協力団体経由）
- ⑤ 登録希望者はDWAT養成研修等を受講
- ⑥ 府は所定の研修修了者を「大阪DWAT名簿」に登録

★協力団体として推薦する場合の留意点★

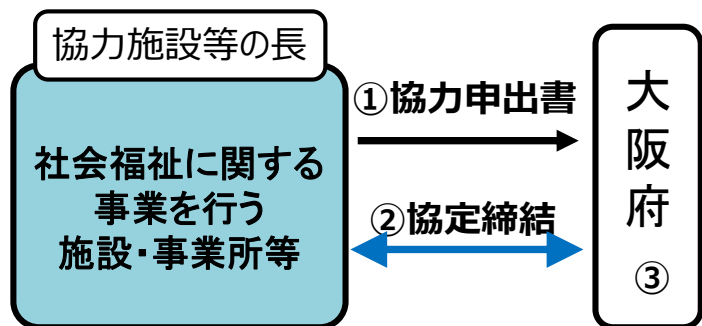
登録希望者が所属する「施設・事業所等の長」から、「協力施設等届出書(様式2-1)」の提出が困難であるものの、施設長等に事前に口頭等で理解を得ていると確認し、協力団体として研修受講及びチーム員として相応しい者と判断した場合は、推薦できるものとする。

☆登録希望者は、DWAT名簿登録後、研修や訓練への参加にあたり、必ず施設・事業所等の長の承諾を得ること。

【別紙フローC】要領第2条(2)

■ 個別協力施設等から推薦による場合

(1) 協力申出と協定の締結



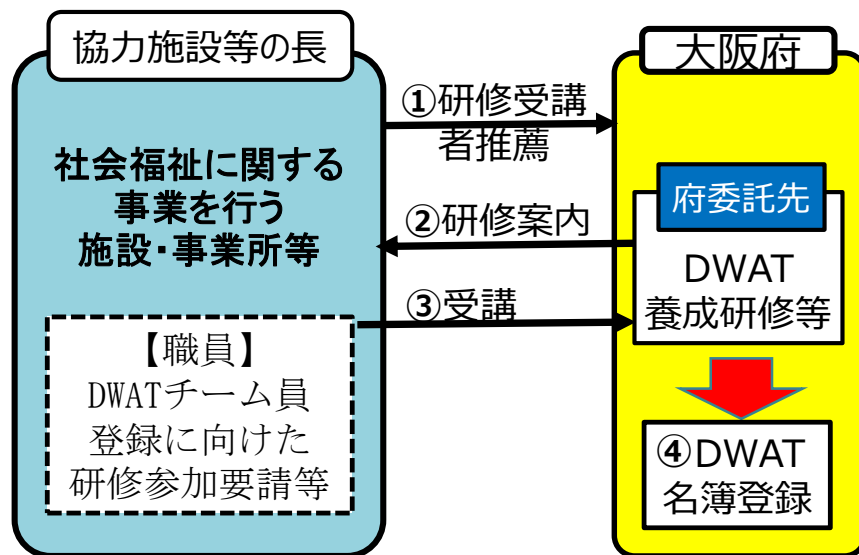
【協定締結に関する留意点】

協力施設等が加入する団体又は職能団体が府と協定を締結していない場合限り、個別に協定を締結するもの

<主な手続きの流れ>

- ① 法人から「協力申出書(様式3)」を府に提出
- ② 法人と府において「派遣に関する協定(様式1)」を締結(2通作成し、双方1通保有)
- ③ 府は「大阪DWAT協力施設等一覧」作成・HPへ掲載

(2) 研修受講・DWAT名簿登録



<主な手続きの流れ>

- ① 協力施設等の長は、DWAT養成研修等受講職員を推薦「研修受講の推薦者名簿(様式2-A)」
- ② 研修の案内(府委託事業者)
- ③ 協力施設等の職員はDWAT養成研修等を受講
- ④ 府は所定の研修修了者を「大阪DWAT名簿」に登録